



平成 27 年 5 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社 宇野澤組鐵工所
代表者名 取締役社長 宇野澤 虎雄
(コード番号 6396 東証 2 部)
問合せ先 取 締 役 小楠 雄士
総務部長
(TEL 03 - 3759 - 4191)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 29 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 123 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、また、社内外を問わず広く適任者を得られるよう、会社法の規定に基づき、取締役および監査役の責任を会社法で定める範囲で取締役会の決議によって免除することができる旨の規定、ならびに業務執行取締役等でない取締役および監査役の責任を予め限定する契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。また、上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

なお、変更案第 29 条（取締役の責任免除）の規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更の為の株主総会開催日 平成 27 年 6 月 26 日（予定）

定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 26 日（予定）

以 上

(別 紙)

変更の内容は以下のとおりです。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第5章 監査役および監査役会 第29条～第36条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 計 算 第37条～第41条 (条文省略)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会 第30条～第37条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第38条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第6章 計 算 第39条～第43条 (現行どおり)</p>